

農耕作業用トレーラが軽自動車税の対象となりました

農耕用トラクタにけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ（けん引式農作業機）」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されました。

これにより、小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」については、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税の課税対象となりました。

※ 大型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」については、これまでと同じ、償却資産として固定資産税の課税対象です。

「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車の場合

「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車に該当する場合（裏面参照）、けん引する農耕用トラクタとは別に、

「農耕作業用トレーラ」にも新しいナンバープレートが必要です。

公道走行の有無に関わらず、所有していることで軽自動車税の課税対象（地方税法443条）となり、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

新しく取得したものとナンバープレートが付いていない車両がありましたら、由利本荘市役所税務課または各総合支所の窓口でお手続きください。

☆ ナンバープレートの交付申請手続きに必要なもの

- 届出者の本人確認書類（運転免許証など）
- 譲渡証明書 もしくは 販売証明書
- 車両情報（車名、車台番号、排気量など）が確認できるもの（販売証明書など）

※ ナンバープレートの交付手数料は無料です。

証明書がない場合は
税務課（24-6303）まで
ご連絡ください。

○公道走行について

「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されたことにより、農耕用トラクタで農耕作業用トレーラをけん引して公道走行ができるようになりました。

公道走行をする場合、「農耕作業用トレーラ」は農耕用トラクタとは別の車両として扱われ、**保安基準や構造条件などの一定の条件を満たす必要**があります。詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

● 農林水産省「作業機付きトラクターの公道走行について」

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

○種別要件

「農耕作業用トレーラ」は自走しないため、けん引する自動車（農耕用トラクタ）の最高速度で種別が決まります。次の表を参考に、「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車・大型特殊自動車のどちらに該当するかご確認ください。

農耕作業用トレーラの種別	小型特殊自動車	大型特殊自動車
けん引する自動車（農耕用トラクタ）の最高速度	35 km/h未満	35 km/h以上
大きさ（長さ・幅・高さ）	制限なし	制限なし
課税対象	軽自動車税 税額 2,400円	固定資産税〔償却資産〕 ※償却資産の申告が必要です
ナンバープレート	由利本荘市ナンバーの交付	秋田ナンバーの交付
ナンバープレートの交付	由利本荘市税務課 TEL0184-24-6303	秋田運輸支局（陸運局） TEL018-863-5811

【農耕作業用トレーラが小型特殊自動車の場合】

軽自動車税の課税対象となるため、由利本荘市ナンバーの取得が必要です。公道走行や使用の有無に関わらず、所有していることで課税対象となります。

農耕作業用トレーラ、トレーラをけん引する農耕用トラクタの両方に由利本荘市ナンバーが必要です。

※ 詳細は表面をご確認ください。

【農耕作業用トレーラが大型特殊自動車の場合】

固定資産税〔償却資産〕の課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。運輸支局への登録の有無に関わらず、償却資産の申告対象となります。

公道走行をする場合は、農耕作業用トレーラ、トレーラをけん引する農耕用トラクタの両方に秋田ナンバーが必要です。

【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------------|----------|-----------------|
| ・軽自動車税について | 税務課 住民税班 | TEL0184-24-6303 |
| ・固定資産税〔償却資産〕について | 税務課 資産税班 | TEL0184-24-6305 |